

住民の皆様へ

猿払村長 伊藤 浩一
(公印省略)

令和3年度 福祉タクシー無料乗車券の 申込みを受け付けます！

● 無料乗車券の交付対象者

《70歳以上等の方》

- 福祉タクシー利用対象者（65歳以上、身障者等の方）のうち、市町村民税が課税されている者がいない世帯に属し、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 70歳以上の方。
- ② 身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

※ 課税年度は3～5月時申請の場合は令和2年度、6月以降は令和3年度として、交付は同一年度に一人1回限り、使用期限は令和3年度末までです。

《免許自主返納者等の方》

- 福祉タクシー利用対象者（65歳以上、身障者等の方）のうち、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 運転免許証の更新をせずに失効し、その日から5年を経過していない方。
- ② 運転免許証を返納した日から5年を経過していない方。

- 自主返納の確認ができる書類等を申請時にご持参ください。
必要な書類等は主に次のとおりです。

- ① 免許の有効期限が切れている免許証
(更新手続き済の押印・パンチ穴がないもの)。
- ② 取消通知書、又は運転経歴証明書。

【裏面があります。】

● 無料乗車券の交付内容

- 70歳以上等の方は申請年度ごとに12回分。
- 免許自主返納者等の方は、片道12回分×3年間、計36回分。
(年度ごとに12回分交付)

※ 無料乗車券の交付を受けるには、交付申請手続きが必要です。
(免許自主返納者等の方は1度の申請で3か年度終了まで毎年度交付)

● 申請審査手続き場所

《70歳以上等の方》

役場 総務課 情報防災係 (電話 (8) 2-3131)
保健福祉総合センター (電話 (8) 2-2040)
楽楽心 (電話 (8) 2-2722)

《免許自主返納者等の方》



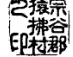
役場 総務課 情報防災係 (電話82-3131)
住民課 生活環境係 (電話82-3133)

● 各種問合せ先

役場 総務課 情報防災係 (電話 (8) 2-3131)

無料乗車券 (外側) 見本

無料乗車券 (内側) 見本

 猿 払 村 福祉タクシー無料乗車券	 猿払村福祉輸送無料乗車券 C00No.000 住 所：猿払村鬼志別西町172番地1 氏 名：猿払 太郎 生年月日：大正13年1月1日 有効期間：元号00年00月00日～元号00年00月00日 利用可能回数：片道12回分 利用可能区間：猿払村内及び稚内市沼川・曲洲地区 発行者 猿 払 村 												
～利用の心得～ <ol style="list-style-type: none">この乗車券は、本人以外には使用できません。利用の際は、乗車券を乗務員に提示し、所定の欄に押印を受けて下さい。乗車券は原則として再発行が出来ませんので、紛失しないよう大切に保管して下さい。転出した時など資格が無くなった時は、速やかに村に届け出て、乗車券を返還して下さい。乗車券を他人に譲ったり、売ったり又は担保に供してはなりません。氏名又は住所に変更が生じた時は、速やかに村に届け出て下さい。偽りその他不正な手段により、乗車券の交付を受けて使用した時は、その返還を求めるとともに、過料に処するものとします。	【利用確認欄】 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr></table> <p>このカードを使用し福祉タクシーに乗車する場合は運転手に必ずこの乗車券を提示し、確認欄にスタンプを押してもらってください。</p>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6								
7	8	9	10	11	12								